

- **文件名**：财政部 税务总局关于进一步完善研发费用税前加计扣除政策的公告
- **文号**：财政部 税务总局公告 2021 年第 13 号
- **发布日期**：2021 年 3 月 31 日
- **施行日期**：2021 年 1 月 1 日
- **链接**：<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5163160/content.html>

主要内容

一、制造业企业开展研发活动中实际发生的研发费用，未形成无形资产计入当期损益的，在按规定据实扣除的基础上，自 2021 年 1 月 1 日起，再按照实际发生额的 100%在税前加计扣除；形成无形资产的，自 2021 年 1 月 1 日起，按照无形资产成本的 200%在税前摊销。

二、企业预缴申报当年第 3 季度（按季预缴）或 9 月份（按月预缴）企业所得税时，可以自行选择就当年上半年研发费用享受加计扣除优惠政策，采取“自行判别、申报享受、相关资料留存备查”办理方式。

符合条件的企业可以自行计算加计扣除金额，填报《中华人民共和国企业所得税月（季）度预缴纳税申报表（A 类）》享受税收优惠，并根据享受加计扣除优惠的研发费用情况（上半年）填写《研发费用加计扣除优惠明细表》（A107012）。《研发费用加计扣除优惠明细表》（A107012）与相关政策规定的其他资料一并留存备查。

企业办理第 3 季度或 9 月份预缴申报时，未选择享受研发费用加计扣除优惠政策的，可在次年办理汇算清缴时统一享受。

- **書名**：財務部 稅務總局による研究開發費の追加損金算入政策の更なる整備に関する公告
- **政策番号**：財政部 稅務總局公告 2021 年第 13 号
- **公布日時**：2021 年 3 月 31 日
- **施行日時**：2021 年 1 月 1 日
- **リンク**：<http://www.chinatax.gov.cn/chinatax/n810341/n810825/c101434/c5163160/content.html>

内容

一、製造企業の研究開発活動において、実際に発生した研究開発費用で、無形資産の認識要件を満たさず、当期損益に計上した費用は、規定に従って計上した実際の損金算入に基づいて、2021 年 1 月 1 日より、実際の発生額の 100%を追加損金算入できる。無形資産の要件を満たすものは、2021 年 1 月 1 日より、無形資産原価の 200%を償却できる。

二、企業は申告年（当年分）の企業所得税を、第 3 四半期（四半期毎に前納）または 9 月分（月毎の前納）に前納する際、当年上半期の研究開発費の追加損金算入の優遇政策の適合性を企業が自主的に判断し、享受することができる。「自主判断、自主申告、関連資料の備え置き」によって手続きを行わなければならない。

条件を満たす企業は、企業自ら追加損金算入額を計算し、《中華人民共和国企業所得税月（四半期）毎の前納納税申告表（A 類）》を提出し、優遇税制を享受できる。また、追加損金算入の優遇を享受した研究開発費の状況（上半期）に基づいて、《研究開発費の追加損金算入優遇明細表》（A107012）を作成しなければならない。《研究開発費の追加損金算入優遇明細表》（A107012）に関連する政策が規定するその他資料も合わせて備え置かなければならない。